

# 静岡県事業活動環境配慮指針

令和3年3月

静岡県

# 目次

第1章 温室効果ガスの排出量の把握及び温室効果ガスの排出の抑制を図るための措置を行う事業活動の範囲	…2
第1節 規則第3条第1号に規定する事業者の事業活動の範囲	2
第2節 規則第3条第2号に規定する事業者の事業活動の範囲	2
第3節 規則第3条第3号に規定する事業者の事業活動の範囲	2
第4節 規則第3条第4号に規定する事業者の事業活動の範囲	2
第2章 温室効果ガスの排出の量	3
第1節 温室効果ガスの排出の量の算定期間	3
第2節 温室効果ガスの排出の量の算定方法	3
第3章 温室効果ガス排出削減計画書の作成	3
第1節 特定事業所において行われる事業(規則第3条第1号及び第4号に該当する事業者のみ)	3
第2節 計画期間	3
第3節 温室効果ガスの排出の量の削減目標	3
第4節 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施する重点対策	5
第5節 温室効果ガスの排出の抑制以外に実施する措置	11
第4章 温室効果ガス排出削減報告書の作成	13
第1節 特定事業所において行われる事業(規則第3条第1号及び第4号に該当する事業者のみ)	13
第2節 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施した重点対策	13
第3節 温室効果ガスの排出量の削減実績	13
第4節 温室効果ガスの排出の抑制以外に実施した措置	13
第5節 総括	13
様式第1号(温室効果ガス排出削減計画書)	14
様式第2号(温室効果ガス排出削減報告書)	18

この指針は、静岡県地球温暖化防止条例（平成 19 年静岡県条例第 31 号。以下「条例」という。）第 10 条に基づき、条例第 12 条第 1 項に規定する特定事業者が、温室効果ガスの排出の抑制のための対策を進めていくに当たり、「温室効果ガス排出削減計画書（以下「計画書」という。）」及び「温室効果ガス排出削減報告書（以下「報告書」という。）」を作成するために必要な事項等について定めるものである。

事業者は、計画書を用いて、自ら排出削減目標及び目標達成のために必要な措置を定め、実施した措置及び成果を、報告書を用いてとりまとめることで、課題の抽出と改善策を展開し、さらなる温室効果ガス排出削減に努めるものとする。

また、特定事業者以外の事業者が、条例第 11 条に基づき温室効果ガスの排出量を算定するに当たっては、この指針の第 2 章を、条例第 12 条第 2 項に基づき対策を講じるに当たっては、この指針の第 3 章を参考にするものとする。

なお、この指針で定義する用語は、条例及び静岡県地球温暖化防止条例施行規則（平成 19 年静岡県規則第 24 号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

## **第 1 章 温室効果ガスの排出量の把握及び温室効果ガスの排出の抑制を図るための措置を行う事業活動の範囲**

規則第 3 条第 1 号から第 4 号に規定する事業者が、計画書及び報告書を作成するに当たって、対象となる事業活動の範囲は次のとおりとする。

なお、原油換算エネルギー使用量及び温室効果ガスの排出量の算定方法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）に定める算定方法等を参考に算出することとする。また、別に定める「温室効果ガス排出削減計画書等作成の手引き」を併せて参照すること。

### **第 1 節 規則第 3 条第 1 号に規定する事業者の事業活動の範囲**

第 1 種又は第 2 種エネルギー管理指定工場等において行われる事業活動のうち、エネルギー起源二酸化炭素（燃料の燃焼、他人から供給された電気又は熱の使用に伴い排出される二酸化炭素）の発生を伴うものをいう。

### **第 2 節 規則第 3 条第 2 号に規定する事業者の事業活動の範囲**

事業者が有するすべての事業所（店舗のほか、営業所、事務所、配送所、工場等を含む。）において行われる事業活動のうち、エネルギー起源二酸化炭素の発生を伴うものをいう。

なお、フランチャイズ業者（規則第 3 条第 2 号イに該当）の場合は、前述の事業所の他、加盟業者の事業所において行われるエネルギー起源二酸化炭素の発生を伴う事業活動も含む。

#### **【参考】**

規則第 3 条第 2 号に規定する「常態として 24 時間営業」とは、年間を通じて休業日（年末・年始、夏季などの時季的な臨時休業及び定期点検などによる臨時休業を除く。）を設けずに 24 時間営業を行っている状態をいう。

### **第 3 節 規則第 3 条第 3 号に規定する事業者の事業活動の範囲**

貨物輸送又は旅客輸送の用に供する自動車の走行に係るものをいう。

本社、営業所、物流拠点等の事業所において行われる事業活動は含まない。

### **第 4 節 規則第 3 条第 4 号に規定する事業者の事業活動の範囲**

非エネルギー起源二酸化炭素及び二酸化炭素以外の温室効果ガスのうち、そのいずれかの排出量が年間 3,000t-CO<sub>2</sub> 以上の事業所において行われる、当該温室効果ガスの排出を伴う事業活動をいう。

## 【参考】

規則第3条第4号に規定する「常時使用する従業員」とは、計画書を提出する年の4月1日時点で、期間を定めずに使用する者もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用する者（いわゆる「社員」等である期間が連続して1ヶ月を超える者）又は同年の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用する者をいう。

次の表に、常時使用する従業員として数えるもの（“○”のもの）を示す。

なお、常時使用する従業員の数、事業者全体で判断する。

役員	正社員等	臨時雇用者	他への派遣者 (出向者)	別事業者への 下請け労働	他からの派遣者 (出向者)	別事業者から の下請け労働
×	○	×	×	×	○	○

注) 役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用する従業員の数として数える。

## 第2章 温室効果ガスの排出の量

### 第1節 温室効果ガスの排出の量の算定期間

4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第2節 温室効果ガスの排出の量の算定方法

#### 1 エネルギー起源二酸化炭素

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素（以下「エネルギー起源二酸化炭素」という。）の算定は、様式第1号（別紙2）または様式第1号（別紙3）及び様式第2号（別紙2）または様式第2号（別紙3）を用いて行うものとする。

なお、別に定める「温室効果ガス排出削減計画書等作成の手引き」を併せて参照すること。

また、計画書及び報告書を提出する際に、それぞれ別紙2または別紙3を添付すること。ただし、省エネ法に基づく定期報告様式指定一第2表「エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量」、定期報告作成支援ツールにより作成できるCO<sub>2</sub>排出量シート、独自に作成した燃料ごとのエネルギー使用量等を明らかにした資料等をもって、別紙2または別紙3の提出に代えることができることとする。

## 第3章 温室効果ガス排出削減計画書の作成

計画書は、様式第1号により作成し、計画期間初年度の7月末までに知事に提出する。なお、記載方法の詳細については、別に定める「温室効果ガス排出削減計画書等作成の手引き」を参照すること。

### 第1節 特定事業所において行われる事業（規則第3条第1号及び第4号に該当する事業者のみ）

日本標準産業分類の中分類に従い、分類の名称を記入する。

### 第2節 計画期間

計画書を提出する年度から3年間とする。

なお、計画期間を3年間とすることが適当でない場合（2年以内に事業所廃止予定等）は、計画期間は、その事情を考慮して設定すること。

### 第3節 温室効果ガスの排出量の削減目標

特定事業者は、温室効果ガスの排出状況及び計画期間における取組の内容などを総合的に勘案して、排出量ベース又は原単位ベースで温室効果ガス排出量の削減目標を設定する。

## 1 温室効果ガス排出量（全ての特定事業者必須）

### (1) 基準年度の温室効果ガス排出量

#### ① 基準年度

計画期間における初年度の前年度とする。

（ただし、基準年度において、事業活動が著しく変動した場合等においては、連続する3ヵ年度の平均値等を用いることができる。なお、その場合は、基準年度の温室効果ガス排出量として用いた数値の算出方法及びその数値を用いた理由を示すものとする。）

#### ② 対象となる温室効果ガス

ア 規則第3条第1号から第3号に掲げる事業者

エネルギー起源二酸化炭素とする。

イ 規則第4号に掲げる事業者

エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス（温室効果ガスの種類ごとに、温室効果ガス排出量が年間3,000t-CO<sub>2</sub>以上のものに限る。）とする。

#### ③ 温室効果ガス排出量の算出

第2章の第1節及び第2節に示す算定方法をもとに、対象となる温室効果ガスの基準年度の排出量を算出する。

なお、複数の温室効果ガスを排出する事業所（※）を設置する事業者の基準年度の温室効果ガス排出量は、排出される温室効果ガスの種類ごとに算出した排出量を合算して算出するものとする。

※ 複数の温室効果ガスを排出する事業所

・エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスのうち、種類ごとの排出量が年間3,000t-CO<sub>2</sub>以上のものが2種類以上ある事業所

・第1種又は第2種エネルギー管理指定工場等であって、エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスのいずれかの排出量が年間3,000t-CO<sub>2</sub>以上の事業所

### (2) 目標年度の温室効果ガス排出量

特定事業者は、温室効果ガスの排出状況及び計画期間における取組の内容などを総合的に勘案して、目標年度における温室効果ガス排出量を算出する。

#### ① 目標年度

計画期間の終了年度とする。

#### ② 対象となる温室効果ガス

基準年度の温室効果ガス排出量の対象となる温室効果ガスの種類と同じとする。

#### ③ 温室効果ガス排出量の算出

第2章の第1節及び第2節に示す算定方法をもとに、対象となる温室効果ガスの目標年度の排出量を算出する。

なお、複数の温室効果ガスを排出する事業所を設置する事業者の取扱いについては、基準年度と同様とする。

## 2 原単位排出量（原単位排出量を削減目標とする特定事業者のみ）

特定事業者は、温室効果ガスの排出状況及び計画期間における取組の内容などを総合的に勘案して、原単位排出量を指標として、温室効果ガス排出量の削減目標を立てることができる。

なお、原単位排出量は、ある年度の温室効果ガス排出量を当該年度の生産数量、建物延床面積その他の温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値（※）で除して算出する。

※ 温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値の例を下表に示す。

なお、特定事業者は、この例によらず、事業活動の特性をもとに温室効果ガス排出量と密接な関係にある最も適した値を定めることができるものとする。

また、特定事業者の業態により単一の値の設定をできない場合は、活動実態に即した複数の温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を設定することができるが、その際には、その設定方法を示すものとする。

表 業種（用途）と原単位に用いる母数の例

区分	温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値
製造業	生産数量（トン）、生産金額（円）
小売業（百貨店、スーパーマーケット）	売場面積（㎡）、売上金額（円）
ビル	建物延床面積（㎡）、空調面積（㎡）、空調容積（㎡）
輸送事業	輸送重量（トン）、走行キロ（km）

#### 第4節 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施する重点対策

- 1 規則第3条第1号、第2号又は第4号に規定する事業者にあつては、別表1に示す措置から、規則第3条第3号に規定する事業者にあつては、別表2に示す措置から、計画年度に実施する措置をそれぞれ選択すること。また、選択した措置によって期待する指標（温室効果ガス排出量または原単位排出量）の削減効果を割合で記載すること。
- 2 1以外に温室効果ガスの排出の抑制のために取り組んでいる特色ある取組があれば、別表3に示す措置から、計画年度に実施する措置を選択すること。また、選択した措置によって期待する指標（温室効果ガス排出量または原単位排出量）の削減効果を割合で記載すること。

(別表1) 第3条第1号、第2号又は第4号に規定する事業者が行う温室効果ガスの排出抑制に関する基本対策一覧

対策区分	設備項目	対策メニュー	温室効果ガスの排出の抑制の措置の内容
1 運用による対策	(1) 一般管理	推進体制の整備	ア 環境マネジメントシステム又はこれに準じたシステムの導入に努めるなどして、温室効果ガスの排出の抑制を効果的に推進するために、責任者の設置、マニュアルの作成及び社内研修体制の整備を行うこと。 イ 定期的に地球温暖化の防止に関する研修、教育などを行うこと。
		エネルギーの使用に関するデータ管理	ア 系統的に年・季節・月・週・日・時間単位等でエネルギー管理を実施し、数値、グラフ等で過去の実績と比較したエネルギーの消費動向等が把握できるようにすること。 イ 機器や設備の保守状況、運転時間、運転特性値等を比較検討し、機器や設備の劣化状況、保守時期等を把握すること。
		運転管理	設備は、負荷の状況に応じ、高効率の運転が維持できるよう運転管理を行うこと。特に、設備が複数の設備で構成されている場合は、総合的なエネルギー効率を向上させるよう、負荷の状態に応じ、稼働台数の調整、稼働機器の選択又は負荷の適正配分を行うこと。
		保守及び点検	定期的に、ボイラーの水質管理、伝熱面に付着したばいじん及びスケール等の除去、フィルターが目づまりの除去、凝縮機及び熱交換器のスケールの除去、蒸気その他の熱媒体の漏えい部分の補修、照明器具及び光源の清掃並びに光源の交換等、設備の保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。
	(2) ボイラー・工業炉・空調・照明等設備の運用改善	燃料の燃焼の合理化(燃焼設備)	・空気比を最適に設定すること。 ・燃料は、燃料効率が高くなるよう、粒度、水分、粘度等を適切に調整すること。
		加熱及び冷却並びに伝熱の合理化(熱利用設備) ア 加熱設備等	・熱媒体による熱量の過剰な供給をなくすよう、熱媒体の温度、圧力及び量を最適に設定すること。 ・熱効率を向上させるよう、ヒートパターン(被加熱物の温度の時間の経過に対応した変化の態様をいう。)を改善すること。 ・過大及び過小な負荷を避けるよう、被加熱物又は被冷却物の量及び炉内配置を最適に設定すること。 ・加熱を反復して行う工程においては工程間の待ち時間の短縮、加熱等を行う設備で断続的な運転ができるものについては運転の集約化、蒸気を用いる加熱等を行う設備については不要時の蒸気パルの閉止、加熱等を行う設備で用いる蒸気については適切な乾き度の維持を行うこと。
		加熱及び冷却並びに伝熱の合理化(熱利用設備) イ 空気調和設備、給湯設備	・空気調和設備は、ブラインドの管理等により負荷の軽減を行うとともに、運転時間、室内の温・湿度、換気回数等を使用状況等に応じて最適に設定すること。 ・冷暖房温度は、政府の推奨する設定温度を勘案して設定すること。 ・給湯設備は、季節及び作業の内容に応じ供給箇所を限定し、給湯温度、給湯圧力等を最適に設定すること。
		排熱の回収利用(廃熱回収設備)	排ガスの排熱は排ガス温度又は排熱回収率について、蒸気ドレンの排熱は蒸気ドレンの温度、量及び性状について、加熱された固体若しくは流体が有する顕熱、潜熱、圧力、可燃性成分等は回収を行う範囲について、それぞれ最適に設定して回収利用を行うこと。
		熱の動力等への変換の合理化(発電専用設備及びコージェネレーション設備)	ア 発電専用設備において、蒸気タービンの部分負荷における減圧運転が可能な場合には、最適化するよう管理を行うこと。 イ コージェネレーション設備は、発生する熱及び電気が十分に利用されるよう、負荷の増減に応じた総合的な効率を高める運転管理を行うこと。
		抵抗等による電気の損失の防止(受変電設備及び配電設備)	ア 配電経路の短縮、配電電圧の適正化により、配電損失を低減すること。 イ 三相電源に単価負荷を接続させるときは、電圧の不均衡を防止すること。 ウ 電気の使用を平準化して最大電流を低減するよう、電気使用設備の稼働を調整すること。
		電気の動力、熱等への変換の合理化(電気使用設備) ア 電動機応用設備、電気加熱設備等	・電動機応用設備は、電動機の空転による電気の損失を低減するよう管理し、不要時は停止すること。 ・流体機械は、台数制御、回転数の変更、配管変更、インペラカット、回転数制御等により送出力及び圧力を適正に調整し、電動機の負荷を低減すること。 ・電気加熱設備は、被加熱物の装てん方法の改善、無負荷稼働による電気の損失の低減、断熱及び排熱回収利用を行うことにより、熱効率を向上させること。 ・電解設備は、適当な形状及び特性の電極を採用し、電極間距離、電解液の濃度、導体の接触抵抗等を最適に設定することにより、電解効率を向上させること。
		電気の動力、熱等への変換の合理化(電気使用設備) イ 照明設備、事務用機器	・照明設備は、照度の適正化を図るとともに、適宜調光による減光又は消灯を行うことにより、過剰又は不要な照明をなくすこと。 ・事務用機器は、不要時において適宜電源を切るとともに、低電力モードの設定を行うこと。

対策区分	設備項目	対策メニュー	温室効果ガスの排出の抑制の措置の内容	
2	設備導入等による対策①	燃焼設備	ア 空気比を低下させること。また、空気比の管理のため、燃焼制御装置を設けること。	
			イ バーナー等の燃焼機器は、負荷及び燃焼状態の変動に応じて燃料の供給量及び空気比を調整できるものとする。また、リジネレイティブバーナー等熱交換器と一体となったバーナーの採用による熱効率の向上を図ること。	
			ウ 通風装置は、通風量及び燃焼室内の圧力を調整できるものとする。	
			エ 燃焼設備ごとに、燃料の供給量、燃焼に伴う排ガス温度、排ガス中の残存酸素濃度等に関する計測装置を設置し、コンピュータを使用すること等により適確な燃焼管理を行うこと。	
			熱利用設備	ア 効率的な熱回収に努め、冷却器及び凝縮器への入り口温度を下げる。
				イ 輸送段階での放熱の防止及びスチームセパレーターへの導入により、熱利用設備での蒸気の乾き度を高めること。
				ウ 工業炉の炉壁面等の性状および形状を改善することにより、放射率を向上させること。
				エ 加熱等を行う設備の伝熱面の性状及び形状を改善することにより、熱伝達率を向上させること。
				オ 加熱等を行う設備の熱交換に係る部分には、熱伝導率の高い材料を用いること。
				カ 工業炉の炉体、架台及び治具、被加熱物を搬入するための台車等の熱容量を低減させること。
				キ 直火バーナー、液中燃焼等により被加熱物を直接加熱できる場合は、直接加熱すること。
				ク 多重効用缶による加熱等を行う場合には、効用段数の増加により総合的な熱効率を向上させること。
		ケ 熱交換器の増設及び配列の適正化により総合的な熱効率を向上させること。		
		コ 高温で使用する工業炉と低温で使用する工業炉の組み合わせ等により、熱を多段階に利用して、総合的な熱効率を向上させること。		
		サ 加熱等を行う設備の制御方法を改善し、熱の有効利用を図ること。		
		シ 加熱等の往復を必要とする工程は、連続化若しくは統合化又は短縮若しくは一部の省略を図ること。		
		ス 工業炉の炉壁の断熱性を向上させ、炉壁外面温度を低減させること。		
		セ 断熱材の厚さの増加、熱伝導率の低い断熱材の利用、断熱の二重化等により、熱利用設備の断熱性を向上させること。		
		ソ 熱利用設備の開口部は、開口部の縮小又は密閉、二重扉の取付け、内部からの空気流等による遮断等により、放散及び空気の流出入による熱の損失を防止すること。		
		タ 熱利用設備の回転部分、継手部分等は、シールを行う等により熱媒体の漏えいを防止すること。		
		チ 熱媒体を輸送する配管は、経路の合理化により放熱面積を低減させること。		
		ツ 開放型の蒸気使用設備や高温物質搬送設備等は、おおいを設けることにより、放散又は熱媒体の拡散による熱の損失を低減させること。		
		テ 排ガスからの廃熱の回収利用においては、排ガス温度を低下させ、廃熱回収率を高めること。		
		ト 被加熱物の水分の事前除去、予熱、予備粉碎等、事前処理によるエネルギーの使用の合理化を図ること。		
		ナ ボイラー、冷凍機等の熱利用設備の設置に際しては、小型化・分散配置又は蓄熱設備の設置によるエネルギーの使用の合理化を図ること。		
		ニ ボイラー、工業炉、蒸気・温水等の熱媒体を用いる加熱設備及び乾燥設備等の設置に際しては、熱効率の高い設備を採用するとともに、所要能力に見合った容量のものとする。		
		ヌ 温水媒体による加熱設備は、真空蒸気媒体による加熱も検討すること。		
		排熱回収設備	ア 排熱を排出する設備から排熱回収設備に排熱を輸送する煙道、管等は、空気の進入の防止、断熱の強化等により、排熱温度を高く維持すること。	
			イ 伝熱面の性状及び形状の改善、伝熱面積の増加等により、排熱回収率を高めること。また、排熱利用が可能となる場合には、蓄熱設備を設置すること。	
			ウ 排熱、並びに加熱された固体又は液体が有する顕熱、潜熱、圧力、可燃性成分及び反応熱等有効利用を図ること。	
		コージェネレーション設備	ア 蒸気又は温水需要が大きく、将来年間を総合して排熱の十分な利用が可能であると見込まれる場合は、適正規模のコージェネレーション設備を設置すること。	
		電気使用設備	ア 電動機は高効率のものを採用すること。	
			イ 電動機を応用設備を負荷変動の大きい状態で使用するときは、負荷に応じた運転制御ができるよう、回転数制御装置等を設置すること。	
			ウ 電動機は、負荷機械の運転特性及び稼働状況に応じて、所要出力に見合った容量のものを配置すること。	
			エ 進相コンデンサの設置等により、受電端における力率を向上させること。	
			オ 電気使用設備ごとに、電気の使用量、電気の変換により得られた動力、熱等の状態、当該動力、熱等の利用過程で生じる排ガスの温度等を把握し、コンピュータを使用する等により適確な計測管理を行うこと。	
			カ 電気加熱設備は、燃料の燃焼による加熱、蒸気等による加熱と電気による加熱の特徴を比較勘案して導入すること。さらに電気加熱設備の導入に際しては、温度レベルにより適切な加熱方式を採用すること。	
			キ エアコンプレッサーの設置に際しては、小型化・分散配置によるエネルギーの使用の合理化を検討すること。また、圧力の低いエアの用途には、エアコンプレッサーによる高圧エアを減圧して使用せず、低圧用のブローア又はファンを利用すること。	
			ク 缶・ボトル飲料自動販売機を設置する場合は、タイマー等の活用により、夜間、休日等販売しない時間帯の運転停止、庫内照明が不要な時間帯の消灯など、利用状況に応じた効率的な運転を行うこと。	
			ケ 電力の需要実績と将来の動向を十分検討し、受変電設備の配置、配電圧、設備容量を決定すること。	



対策区分	設備項目	対策メニュー	温室効果ガスの排出の抑制の措置の内容
2 設備導入等による対策②	(1) ボイラー・工業炉・空調・照明等設備への省エネ技術の導入(設備改善を含む。)	空気調和設備	ア 熱需要の変化に対応可能な容量のものとし、可能な限り空気調和を施す区画ごとに分割制御できるものとする。
			イ 適切な台数分割及び台数制御、部分負荷運転時に効率の高い機器又は蓄熱システム等、負荷変動に応じ効率の高い運転が可能となるシステムを採用すること。
			ウ 送風機及びポンプを負荷変動の大きい状態で使用するときは、回転数制御装置による変风量システム及び変流量システムを採用すること。
			エ 効率の高い熱源設備を使った蓄熱式ヒートポンプシステム、ガス冷暖房システム等を採用すること。また、事業所内冷房と暖房の負荷が同時に存在する場合には熱回収システムの採用、排熱を有効に利用できる場合には排熱駆動型熱源機を採用すること。
			オ 空気調和を行う部分の壁、屋根については、厚さの増加、熱伝導率の低い材料の採用、断熱の二重化等により、断熱性を向上させること。また、窓は、ブラインド、庇、ルーバー、熱線反射ガラス、選択透過フィルムの採用、植栽等の日射遮へい対策を講じること。
			カ CO2センサー等による外気導入量制御、全熱交換器等の採用により、外気処理に伴う負荷を削減させること。また、夏季以外の期間の冷房については、外気による冷房又は冷却塔により冷却された水を利用した冷房等を行うこと。
			キ 大温度差をとれるシステムを採用し、送风量及び循環水量を低減すること。
			ク 配管及びダクトは、熱伝導率の低い断熱材の利用等により、断熱性を向上させること。
			ケ 地域冷暖房の利用が可能な場合は、その活用を図ること。
	②	照明設備	ア Hf蛍光ランプ、HIDランプ、LED照明等の省エネルギー型設備を採用すること。
			イ 光源の発光効率、点灯回路や照明器具の効率、被照明場所への照射効率等を含めた総合的な照明効率を考慮して、照明器具を選択すること。
			ウ 照明器具、設置場所、設置方法等を検討するにあたっては、清掃、光源の交換等の保守性を考慮すること。
			エ 昼光の利用若しくは照明設備を施した当初や光源を交換した直後の照度補正ができるように、減光が可能な照明器具や照明自動制御装置を採用すること。
			オ 昼光を使用することができる場所の照明設備の回路は、他の照明設備と別回路にすることも考慮すること。
			カ 不必要な場所及び時間帯の消灯又は減光のため、人感センサーの設置、タイマーの利用等を行うこと。
	(2) その他の排出抑制対策	燃料の選択	単位発熱量当たりの二酸化炭素排出量が小さい燃料を優先的に選択して使用すること。
		再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの活用	ア 太陽光発電、風力発電、廃棄物発電、バイオマス発電、小型水力発電等の再生可能エネルギーに係る技術を取り入れた設備を導入すること。
			イ 可燃性廃棄物を燃焼又は処理する際発生するエネルギーや燃料については、できるだけ回収利用を図ること。
			ウ 事業所の周辺において、下水、河川水、海水等の温度差エネルギーの回収が可能な場合には、ヒートポンプ等を活用して、その有効利用を図ること。
		余剰蒸気の活用等	ア 利用価値のある高温の燃焼ガス又は蒸気が存在する場合には、発電、作業動力等への有効利用を検討すること。また、複合発電及び蒸気条件の改善により、熱の動力等への変換効率を向上させること。
	イ 工場において、利用価値のある余剰の熱、蒸気等が存在する場合には、他工場又は民生部門での有効利用を図ること。		
	エネルギー使用合理化に関するサービス提供事業者の活用	ESCO事業者(エネルギーの使用の合理化に関する包括的なサービスを提供する者)等によるエネルギー効率改善に関する診断、助言、エネルギーの効率的利用に係る保証の手法等の活用を図ること。	

※規則第3条第4号に規定する事業者にあつては、上記に以下を加えた対策とする。

対策メニュー	温室効果ガスの排出の抑制の措置の内容
エネルギーの使用に関するデータ管理	SF6ガス絶縁機器(変圧器・遮断機等)の封入ガス圧力等や、生産工程において使用するHFC、PFC、SF6の量を把握すること。
保守及び点検	フロン類、SF6封入機器の台帳を整備し、かつ、それらの機器の廃棄時のルール(封入ガスの抜き取り及び処理に関するもの)を定めること。また、漏えい防止策を図っていること。
温室効果ガス使用設備	ア HFC、PFC、SF6使用工程及び設備のノンフロン化又は密閉、または温室効果の低いガスへの転換を図ること。
	イ HFC、PFC、SF6使用工程において、温室効果ガス除外装置を設置し、適切に運用すること。

(別表2) 規則第3条第3号に規定する事業者が行う温室効果ガスの排出抑制に関する基本対策一覧

対策区分	設備項目	対策メニュー	温室効果ガスの排出の抑制の措置の内容
運輸	1 一般管理	(1) 推進体制の整備	ア 環境マネジメントシステム又はこれに準じたシステムの導入に努めるなどして、温室効果ガスの排出の抑制を効果的に推進するために、責任者の設置、マニュアルの作成及び社内研修体制の整備を行うこと。 イ 定期的に地球温暖化の防止に関する研修、教育などを行うこと。
		(2) エネルギーの使用に関するデータ管理	自動車ごとの走行距離、燃料消費量等のデータを定期的に記録し、燃費管理を確実に行うとともに、輸送物品に係る積載状況、輸送経路等を定期的に把握すること。
		(3) 自動車の使用管理	輸送目的に応じた適正な自動車を使用できるよう車両管理を行うこと。
		(4) 自動車の適正な維持管理	ア 日常の点検・整備に関するマニュアルの作成や従業員の教育等を通じ、車両の適正な維持管理を行うこと。 イ 日常の点検・整備については、定期的にタイヤ空気圧の適正化、エアクリーナーの清掃・交換及びエンジンオイルの交換などを行い、良好な整備状態を維持すること。
	2 自動車輸送の運用改善	(1) 低燃費車の導入等	ア 天然ガス車、ハイブリッド車、トップランナー燃費基準達成車、アイドリングストップ装置装着車等を計画的に導入すること。
			イ 輸送目的に応じた適正な自動車を計画的に導入すること。
			ウ 蓄熱式暖房マットや蓄冷式ベッドルームクーラー等のエネルギーの使用効率に優れた機械器具を導入すること。
		(2) エコドライブの推進	ア 急発進及び急加速をしないなど環境に配慮した運転であるエコドライブを推進すること。
			イ エコドライブを推進するための責任者の設置やマニュアルの作成などにより、エコドライブ推進体制を整備すること。
			ウ エコドライブの具体的な実践方法について運転者への周知及び教育を実施すること。
			エ デジタル式運行記録計の活用等により運転者別、車種別等のエネルギーの使用の管理を行うこと。
		(3) 輸送の効率化	ア 事前に目的地までの効率的なルートを選定し、運転者に周知すること。
			イ 輸送回数の減少に資する輸送量に応じた自動車の使用を行うこと。
			ウ 共同配送を推進すること。
			エ 帰り荷の確保を推進すること。
			オ 多頻度少量輸送の改善を行うこと。
カ 受注時間と配送時間のルール化を図ること。 キ ICタグの導入などを通じ、検品の簡略化を図ること。			
(4) 積載率の向上	輸送物品の重量、形状、特性等を把握して、最適な輸送ロットの決定を行うこと。		

(別表3) 基本対策以外の特色ある取組一覧

対策区分	設備項目	対策メニュー	温室効果ガスの排出の抑制の措置の内容	
1 二酸化炭素の吸収源対策	(1) 二酸化炭素の吸収源対策	吸収源対策を目的とし、事業者が自ら森林を保有・管理すること。	具体的な内容を記載してください。	
		山林での植林活動等を行い、吸収源対策を行うこと。		
		事業所周辺において植樹等緑化活動を行い、環境保全を図ること。		
		その他		
2 地域や社員の家庭への普及啓発	(1) 地域等連携	地域や学校に対し、環境に関するイベントや出前講座を開催すること。	具体的な内容を記載してください。	
		地域や民間団体が主催する環境関連事業に協力すること。		
		事業所の見学会等を通じ、地域の環境意識向上を図ること。		
		地域での清掃活動を実施すること。		
		その他		
	(2) 社員の家庭への普及	社員の家族を対象とした環境に関するイベントを開催すること。		具体的な内容を記載してください。
		社員の家庭を対象とし、行政・民間団体等が主催する環境イベントへの参加を呼びかけ、参加につなげること。		
		温暖化防止に関する社員教育の中で、社員の家庭での省エネルギーとなる行動を呼びかけ、行動につなげること。		
		温暖化防止に関する社員教育の中で、社員の家庭での緑化等環境保全となる行動を呼びかけ、行動につなげること。		
		その他		
3 エネルギー起源以外の削減取組	(1) 廃棄物削減対策	必要資源の調整・ペーパーレス化等により、廃棄量の削減を図ること。	具体的な内容を記載してください。	
		使用済封筒・裏紙の積極的な活用など、資源の再活用により廃棄量の削減を図ること。		
		業務工程での工夫により、廃棄物の適切な分類を図ること。		
		その他		
	(2) その他取組	買電において、単位電力量当たりの二酸化炭素排出量が小さい電力メニューを優先的に選択して使用すること。		具体的な内容を記載してください。
		業務用冷凍空調機器の定期的な点検等、適切に冷媒漏えい防止措置を図ること。		
		低GWPの業務用冷凍空調機器を使用すること。		
		その他		
4 排出低減技術等の開発・普及	(1) 排出低減技術等の開発・普及	温室効果ガスの排出を低減する技術の開発やその製品化を行うこと。	具体的な内容を記載してください。	
		省エネルギーに繋がる新たな環境マネジメントシステム等を構築すること。		
		温室効果ガスの排出を低減する技術・製品の普及を行うこと。		
		省エネルギーに繋がる環境マネジメントシステム等を普及すること。		
		その他		

## 第5節 温室効果ガスの排出の抑制以外に実施する措置

静岡県が推進する企業参加型の地球温暖化対策事業に参画した場合は、別表4に示す事業から選択し、その参画の内容を記載すること。

(別表4) 静岡県地球温暖化対策 企業参加型事業一覧

### 静岡県 地球温暖化対策 企業参加型事業一覧

事業名	事業概要	参画内容	担当課
ふじのくにCOOL チャレンジ	企業、市町、関係団体との連携により、家庭部門や業務部門における地球温暖化防止に向けた県民運動。	温暖化防止アプリ「クルポ」への参加等。	環境政策課
環境マネジメントシステム（エコアクション21、ISO14001等）の普及啓発	企業等が、法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価するため、環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、これを実行、記録し、その実行状況を点検して方針等を見直す一連の手続きの普及啓発。	環境マネジメントシステムの取得。	環境政策課
自動車通勤環境配慮計画書制度	一定規模以上の事業所において、事業者がその従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するための計画書等を県へ提出。提出された計画書等を県は公表。	計画書制度への任意参加。 (※義務対象は除く)	環境政策課
環境教育ネットワーク	企業やNPO、社会教育施設、環境学習指導員グループ、行政等の多様な主体が連携する体制。「環境教育ネットワーク推進会議」を実施し、多様な主体による協働取組を推進。	環境教育ネットワークへの参加。	環境政策課
しずおか未来の森サポーター制度 (協定締結企業)	企業による社会的貢献活動を県民参加による森づくり活動につなげるため、企業の森づくり活動を支援する制度。	県や関係者と協定を結び、森林整備活動の実施や支援を行う。	環境ふれあい課
ふじのくに森の町内会	しずおか未来の森サポーター制度のメニューのひとつ。通常用の紙代に10% (15円/kg)を上乗せした「間伐に寄与する紙」を企業等に購入してもらい、その費用により林地残材を搬出し森林資源の有効利用に充てる仕組み。	「間伐に寄与する紙」の購入。	環境ふれあい課
森づくり県民大作戦	年間を通じ、植栽や竹林整備、自然観察会など様々な森づくりイベントを県内全域で展開。	森づくり県民大作戦に位置付けられたイベントへの参加。	環境ふれあい課
緑の募金	「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」(平成7年法律第88号)に基づき、森林の整備や緑化の推進などを図る募金。	緑の募金への寄付。	環境ふれあい課

事業名	事業概要	参画内容	担当課
公益財団法人静岡県グリーンバンク緑化募金	静岡県の各地域に、緑を増やすための資材（花苗、樹木等）の提供や、緑化のボランティアを育てる“緑の応援団”である静岡県グリーンバンクの活動を応援する募金。	静岡県グリーンバンク緑化募金への寄付。	環境ふれあい課
静岡県産材証明制度	静岡県産材の安定生産・供給を図り、公共事業等による県産材の利用を促進するため、「県産材販売管理表」により、素材生産者から最終利用者まで販売履歴をつなげる仕組み。	制度により証明された県産材の利用。	林業振興課
森林認証制度	環境や社会に配慮しながら、持続可能な森林管理が行われていることを第三者機関（FSC, SGEC等）が評価・認証する制度。	森林認証材や製品の利用。	森林計画課
一社一村しずおか運動	農山村と企業が対等な関係のパートナーシップを組み、それぞれの資源、人材、ネットワーク等を生かした双方にメリットのある協働活動の実現を目指すもの。 企業は、社会的責任（CSR）として、環境改善や地域社会への貢献のための活動を行う。	県内の農山村集落等と協定を締結。県が協働活動を認定。	農地保全課
ふじのくにエコショップ宣言制度	3Rや環境配慮に取り組む販売店等が、宣言という形で取組情報を「ふじのくにエコショップ宣言」ホームページに登録。	「ふじのくにエコショップ」として登録。	廃棄物リサイクル課
静岡県リサイクル認定製品	廃棄物を原材料として、県内で製造・加工されたりサイクル製品のうち、品質等の認定基準を満たしたものを認定。	認定の取得。	廃棄物リサイクル課
CASBEE静岡	建築物による地球温暖化その他環境への負荷の低減を図るため、一定規模以上の建築物の新築等を行なうとする建築主に対し、環境への配慮計画の提出を義務付ける「静岡県建築物環境配慮制度」における、環境配慮措置の評価。	CASBEE静岡による環境配慮措置に関する高評価の取得。	建築安全推進課
ふじのくにEV・PHV協議会	官民一体となって電気自動車（EV）、プラグインハイブリット車（PHV）、電動二輪、燃料電池自動車（FCV）等次世代自動車の普及を図る協議会。エネルギー事業者、旅客・車両販売事業者、車両製造事業者が参加。	協議会への参加。	エネルギー政策課
ふじのくにFCV普及促進協議会	水素ステーションの整備や燃料電池自動車の普及に関する民間事業者による取組を促進する協議会。エネルギー事業者、車両製造・販売事業者、市町等で構成。	協議会への参加。	エネルギー政策課
ふじのくにしずおか次世代エネルギーパーク	地域特性を踏まえた多様な新エネルギー等の設備や体験施設等の見学・体験を通じ、新エネルギー等に対する理解を促進。	構成施設への参加。	エネルギー政策課

## 第4章 温室効果ガス排出削減報告書の作成

報告書は、様式第2号により作成し、計画期間各年度の翌年度7月末までに知事に提出する。なお、記載方法の詳細については、別に定める「温室効果ガス排出削減計画書等作成の手引き」を参照すること。

### 第1節 特定事業所において行われる事業(規則第3条第1号及び第4号に該当する事業者のみ)

第3章第1節により計画書に記入した事業を記入するものとする。

### 第2節 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施した重点対策

第3章第4節により計画書に記入した重点対策及び期待した削減効果を記入するものとする。また、実際に実施年度に実施した措置、理由及び実績を記入するものとする。さらに、別表5により自己評価を行うものとする。

### 第3節 温室効果ガスの排出の量の削減実績

計画実施年度の温室効果ガス排出量及び原単位排出量(原単位排出量を削減目標とする特定事業者のみ)を算出し、第3章第3節により設定した目標年度の温室効果ガス排出量及び原単位排出量との比較を行う。

### 第4節 温室効果ガスの排出の抑制以外に実施した措置

- 第3章第5節により計画書に記入した参画の内容を記入するものとする。また、実際に実施年度に参画した内容及び理由を記入するものとする。さらに、別表5により自己評価を行うものとする。
- 実施年度にカーボン・オフセットを行って温室効果ガスを削減した場合は、その区分ごとに削減した量を記入するものとする。また、実施年度の温室効果ガス排出量から削減合計を引いた数を、調整後の温室効果ガス排出量として記入するものとする。さらに、別表5により自己評価を行うものとする。

### 第5節 総括

- 第2節により報告書に記入した重点対策について、その総括を行うものとする。
- 第3節により報告書に記入した温室効果ガス排出量(又は原単位排出量)の削減実績について、要因ごとに温室効果ガス排出量(又は原単位排出量)を増減させた割合を記入し、その理由を総合的に分析するものとする。
- 第4節により報告書に記入した温室効果ガスの排出の抑制以外に実施した措置について、その総括を行うものとする。
- 1～3による分析・総括をふまえ、今後、温室効果ガス排出量を削減するために実施する改善措置を記入するものとする。

(別表5) 事業者による自己評価の構成

項 目		配点構成	最大点
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施した重点対策	(1) 基本対策	・実施の有無及び達成状況 ・1項目あたり最大5点 (計画なし0点、目標未達3点)	40点
	(2) (1)以外の特色ある対策	同上	10点
温室効果ガスの排出量の実績		・削減実績(基準年度比4%以上40点、4%未満目標達成20点、4%未満目標未達8点、基準年度比増0点)	40点
温室効果ガスの排出の抑制以外に実施した措置	(1) 静岡県地球温暖化対策企業参加型事業への参画	・参画の有無 ・1項目あたり1点	5点
	(2) その他の地球温暖化対策により削減した量	・導入の有無及び調整後排出量(調整後排出量で削減目標達成5点、目標未達3点、導入なし0点)	5点
合計			100点



様式第1号 温室効果ガス排出削減計画書

様式第1号

温室効果ガス排出削減計画書

年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

住所

氏名

申請者番号

静岡県地球温暖化防止条例第12条 第1項の規定により、次のとおり提出します。

特定事業者	氏名 (名称及び代表者の氏名)	
	住所 (主たる事務所の所在地)	〒 (電話番号)
事業所	名称	
	所在地	〒 (電話番号)
本報告書作成担当	所属	
	氏名	
	連絡先	〒 (電話番号) (Eメールアドレス)
該当する事業者要件	静岡県地球温暖化防止条例施行規則第3条	
	第1号	
	第2号	(県内事業所数 事業所)
	第3号	(自動車保有台数 台)
第4号	(該当する温室効果ガスの種類 )	
事業所において行われる事業		
計画の内容	別紙1、別紙2のとおり	

(注)

- 1 静岡県地球温暖化防止条例施行規則第3条第1号又は第4号に該当する事業者は、対象となる事業所ごとに提出すること。
- 2 該当する口にレ印を記入すること。
- 3 変更の場合にあっては、変更内容が分かるように記入すること。なお、別紙の内容に変更がなければ、別紙の添付は不要とする。

(別紙1)

1 計画期間

計画期間	令和	年度	～	令和	年度
------	----	----	---	----	----

2 温室効果ガスの排出量の削減目標

区分	基準年度		目標年度		対基準年度比
	令和	年	令和	年	
温室効果ガス排出量A	二酸化炭素換算 (t)		二酸化炭素換算 (t)		
原単位排出量A/B					
温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値B	( )		( )		
Bの選択理由					

3 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施する重点対策

(1) 基本対策

実施年度	対策区分	設備・項目	対策メニュー	温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施する措置	期待する削減効果

(2) (1) 以外の特色ある取組

実施年度	対策区分	設備・項目	対策メニュー	温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施する措置	期待する削減効果

4 温室効果ガスの排出の抑制以外に実施する措置

(1) 静岡県地球温暖化対策 企業参加型事業への参画

参画年度	事業名	計画した参画の内容

備考

- 「基準年度」は計画期間の初年度の前年度とし、「目標年度」は計画期間の最終年度とすること。
- 「温室効果ガスの排出の量の削減目標」欄については、削減目標を立てるに当たって指標とするものを「区分」の欄からいずれか選択し、該当する□にレ印を記入すること。この場合において、「原単位排出量 A/B」を選択した場合においても「温室効果ガス排出量 A」の値は記入すること。



(規則第3条第1号から第3号に規定する事業者)

(別紙2) 基準年度のエネルギー使用状況

エネルギーの種類	エネルギー使用量			販売したエネルギーの量			F=B-E (※1)	二酸化炭素 排出量 (t-CO <sub>2</sub> ) G (※5)	単位発熱量		
	数値 A	単位	熱量 (GJ) B=A×C	数値 D	単位	熱量 (GJ) E=D×C			数値 C	単位	
燃料	原油 (コンデンセートを除く。)	kl	0.0	kl	0.0	0.0	0.0	0	38.2	GJ/kl	
	原油のうちコンデンセート (NGL)	kl	0.0	kl	0.0	0.0	0.0	0	35.3	GJ/kl	
	揮発油 (ガソリン)	kl	0.0	kl	0.0	0.0	0.0	0	34.6	GJ/kl	
	ナフサ	kl	0.0	kl	0.0	0.0	0.0	0	33.6	GJ/kl	
	灯油	kl	0.0	kl	0.0	0.0	0.0	0	36.7	GJ/kl	
	軽油	kl	0.0	kl	0.0	0.0	0.0	0	37.7	GJ/kl	
	A重油	kl	0.0	kl	0.0	0.0	0.0	0	39.1	GJ/kl	
	B・C重油	kl	0.0	kl	0.0	0.0	0.0	0	41.9	GJ/kl	
	石油アスファルト	t	0.0	t	0.0	0.0	0.0	0	40.9	GJ/t	
	石油コークス	t	0.0	t	0.0	0.0	0.0	0	29.9	GJ/t	
	石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t	0.0	t	0.0	0.0	0.0	0	50.8	GJ/t
		石油系炭化水素ガス	千m <sup>3</sup>	0.0	千m <sup>3</sup>	0.0	0.0	0.0	0	44.9	GJ/千m <sup>3</sup>
		液化天然ガス (LNG)	t	0.0	t	0.0	0.0	0.0	0	54.6	GJ/t
	可燃性天然ガス	その他可燃性天然ガス	千m <sup>3</sup>	0.0	千m <sup>3</sup>	0.0	0.0	0.0	0	43.5	GJ/千m <sup>3</sup>
		原料炭	t	0.0	t	0.0	0.0	0.0	0	29.0	GJ/t
	石炭	一般炭	t	0.0	t	0.0	0.0	0.0	0	25.7	GJ/t
		無煙炭	t	0.0	t	0.0	0.0	0.0	0	26.9	GJ/t
		石炭コークス	t	0.0	t	0.0	0.0	0.0	0	29.4	GJ/t
	コールタール	t	0.0	t	0.0	0.0	0.0	0	37.3	GJ/t	
	コークス炉ガス	千m <sup>3</sup>	0.0	千m <sup>3</sup>	0.0	0.0	0.0	0	21.1	GJ/千m <sup>3</sup>	
	高炉ガス	千m <sup>3</sup>	0.00	千m <sup>3</sup>	0.0	0.0	0.0	0	3.41	GJ/千m <sup>3</sup>	
	転炉ガス	千m <sup>3</sup>	0.00	千m <sup>3</sup>	0.0	0.0	0.0	0	8.41	GJ/千m <sup>3</sup>	
	その他の燃料	都市ガス (※2)	千m <sup>3</sup>	0.0	千m <sup>3</sup>	0.0	0.0	0	①		GJ/千m <sup>3</sup>
( )			0.0		0.0	0.0	0.0	0	①	GJ/	
小計			0.0		0.0	0.0	0.0	0			
熱	産業用蒸気	GJ	0.0	GJ	0.0	0.0	0.0	0	1.02	GJ/GJ	
	産業用以外の蒸気	GJ	0.0	GJ	0.0	0.0	0.0	0	1.36	GJ/GJ	
	温水	GJ	0.0	GJ	0.0	0.0	0.0	0	1.36	GJ/GJ	
	冷水	GJ	0.0	GJ	0.0	0.0	0.0	0	1.36	GJ/GJ	
	小計			0.0		0.0	0.0	0.0	0		
電気	電気事業者 (※3)	昼間買電	千kwh	0.0	千kwh			0	9.97	GJ/千kwh	
		夜間買電	千kwh	0.0	千kwh			0	9.28	GJ/千kwh	
	その他	上記以外の買電	千kwh	0.0	千kwh			0	9.76	GJ/千kwh	
		自家発電	千kwh		千kwh			0			
	小計			0.0				0			
合計			0.0		0.0	0.0	0.0	0			

原油換算 (kl) 0.0

電気の排出 係数(買電に 係るもの)(※ 3)(t-CO <sub>2</sub> /千 kWh)②	電気事業者 (※4)		電気の排出係 数(自家発電に 係るもの)(※4 (t-CO <sub>2</sub> /千kW h)③	
	その他			

※1 熱についてはA-Dとする。

※2 都市ガスの①欄の数値は、ガス供給事業者ごとの実際の数値を用いること。

※3 電気のうち買電に関するものは、各電力事業者の排出係数(各電力会社から公表される基礎排出係数又は代替値に千を乗じたもの)を欄外②に記入する。

※4 電気の排出係数は、各電力会社から公表される基礎排出係数又は代替値に千を乗じたものとする。

※5 Fの値に、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第3条に定める排出係数を乗じて求められる値を記入する。なお、電気のうち買電に関するものはAの値に欄外②の値を乗じた値を、自家発電に関するものはDの値に欄外③の値を乗じた値を記入する。

(規則第3条第4号に規定する事業者)

(別紙3) 基準年度の温室効果ガス排出状況【第4号事業者用】

温室効果ガスの種類	別名	地球温暖化係数 A	使用量(t) B	温室効果ガス 排出量(t-CO2) C=A×B
1 二酸化炭素(CO2) (非エネルギー起源)		1		0.0
2 メタン(CH4)		25		0.0
3 一酸化二窒素(N2O)		298		0.0
4 ハイドロフルオロカーボン(HFC)	(小計)		0.0	0.0
トリフルオロメタン	HFC-23	14,800		0.0
ジフルオロメタン	HFC-32	675		0.0
フルオロメタン	HFC-41	92		0.0
1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	3,500		0.0
1・1・2・2-テトラフルオロエタン	HFC-134	1,100		0.0
1・1・1・2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	1,430		0.0
1・1・2-トリフルオロエタン	HFC-143	353		0.0
1・1・1-トリフルオロエタン	HFC-143a	4,470		0.0
1・2-ジフルオロエタン	HFC-152	53		0.0
1・1-ジフルオロエタン	HFC-152a	124		0.0
フルオロエタン	HFC-161	12		0.0
1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-227ea	3,220		0.0
1・1・1・2・2・3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-236cb	1,340		0.0
1・1・1・2・2・3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-236ea	1,370		0.0
1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	9,810		0.0
1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	693		0.0
1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245fa	1,030		0.0
1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン	HFC-365mfc	794		0.0
1・1・1・2・3・4・4・5・5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10mee	1,640		0.0
5 パーフルオロカーボン(PFC)	(小計)		0.0	0.0
パーフルオロメタン	PFC-14	7,390		0.0
パーフルオロエタン	PFC-116	12,200		0.0
パーフルオロプロパン	PFC-218	8,830		0.0
パーフルオロブタン	PFC-31-10	8,860		0.0
パーフルオロシクロブタン	PFC-c318	10,300		0.0
パーフルオロペンタン	PFC-41-12	9,160		0.0
パーフルオロヘキサン	PFC-51-14	9,300		0.0
パーフルオロデカリン	PFC-9-1-18	7,500		0.0
パーフルオロシクロプロパン		17,340		0.0
6 六ふっ化硫黄(SF6)		22,800		0.0
合計			0.0	0.0

様式第2号 温室効果ガス排出削減報告書

様式第2号

温室効果ガス排出削減報告書

年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

住所

氏名

申請者番号

静岡県地球温暖化防止条例第13条の規定により、次のとおり提出します。

特定事業者	氏名 (名称及び代表者の氏名)	
	住所 (主たる事務所の所在地)	〒 (電話番号)
事業所	名称	
	所在地	〒 (電話番号)
本報告書作成担当	所属	
	氏名	
	連絡先	〒 (電話番号) (Eメールアドレス)
該当する事業者要件	静岡県地球温暖化防止条例施行規則第3条	
	<input type="checkbox"/> 第1号	
	<input type="checkbox"/> 第2号	(県内事業所数 <input type="checkbox"/> 事業所)
	<input type="checkbox"/> 第3号	(自動車保有台数 <input type="checkbox"/> 台)
	<input type="checkbox"/> 第4号	(該当する温室効果ガスの種類 <input type="checkbox"/> )
事業所において行われる事業		
計画の内容	別紙1、別紙2のとおり	

(注)

- 1 静岡県地球温暖化防止条例施行規則第3条第1号又は第4号に該当する事業者は、対象となる事業所ごとに提出すること。
- 2 該当する口にレ印を記入すること。

(別紙1)

1 実施年度

実施年度	令和		年度
------	----	--	----

2 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施した重点対策

(1) 基本対策

計画年度	対策区分	設備・項目	対策メニュー	温室効果ガスの排出の抑制を図るために計画した措置	期待した削減効果	温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施した措置	計画した措置を実施できた理由・できなかった理由	対策による削減実績	自己評価

(2) (1) 以外の特色ある取組

計画年度	対策区分	設備・項目	対策メニュー	温室効果ガスの排出の抑制を図るために計画した措置	期待した削減効果	温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施した措置	計画した措置を実施できた理由・できなかった理由	対策による削減実績	自己評価

排出の抑制のために実施した重点対策 自己評価の計

※自己評価基準 計画どおり達成 5点 計画一部未達成 3点 計画なし 0点 × 実施件数

3 温室効果ガスの排出量の削減実績

区分	基準年度		目標年度		対基準年度比	実施年度	対基準年度比	参考		基準年度から契約電気事業者の変更有無
	令和	年	令和	年				実施年度	対基準年度比	
	二酸化炭素換算(t)	二酸化炭素換算(t)	平成	年						
温室効果ガス排出量A						#VALUE!				
原単位排出量 A/B										
温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値B	0		0			0		0		

温室効果ガスの排出量の削減実績 自己評価

※自己評価基準 4%以上削減 40点 4%未満・目標達成 20点 4%未満・目標未達 8点 増加 0点

(任意記載) 温室効果ガスの排出量の削減実績

区分	基準年度		実施年度		対基準年度比
	※自由記載	年	平成	年	
	二酸化炭素換算(t)	二酸化炭素換算(t)	二酸化炭素換算(t)	二酸化炭素換算(t)	
温室効果ガス排出量A					
原単位排出量 A/B					
温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値B	0		0		

※左欄は、基準年度以前に大幅な温室効果ガスの排出削減を行った結果、報告年度の削減が困難となっている事業者のみ記載すること。

4 温室効果ガスの排出の抑制以外に実施した措置

(1) 静岡県地球温暖化対策 企業参加型事業への参画

計画年度	事業名	計画した参画の内容	参画した内容	計画した参画を実施できた理由・できなかった理由	自己評価

静岡県地球温暖化対策 企業参加型事業への参画 自己評価

※自己評価基準   × 実施件数

(2) その他の地球温暖化対策により削減した量

Jクレジットの購入により削減した量	国内クレジットの購入により削減した量	J-VERの購入により削減した量	グリーン電力証書の購入により削減した量	グリーン熟証書の購入により削減した量	削減合計	調整後の温室効果ガス排出量	対基準年度比
二酸化炭素換算 (t)	二酸化炭素換算 (t)	二酸化炭素換算 (t)	二酸化炭素換算 (t)	二酸化炭素換算 (t)	二酸化炭素換算 (t)	二酸化炭素換算 (t)	

その他の地球温暖化対策により削減した量 自己評価

※自己評価基準

5 総括

(1) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制を図るために実施した重点対策の総括

実施した措置の内容	
-----------	--

(2) 温室効果ガスの排出量（または原単位排出量）の削減実績の総括

①温室効果ガスの排出量（または原単位排出量）の増減理由

設備の運用改善による省エネ効果（車両を含む）	生産量の増減	製品構成の変化による増減	稼働時間、営業時間等の増減	CO2排出係数の高い燃料等の増減	電気の排出係数の変化による増減	その他
						(具体的内容)
	%	%	%	%	%	%
増・減	増・減	増・減	増・減	増・減	増・減	増・減

②温室効果ガスの排出量（または原単位排出量）の増減について総合的な増減要因の分析

実績年度の数値が基準年度の数値より増加（または減少）した理由	
--------------------------------	--

(3) 温室効果ガスの排出の抑制以外に実施した措置の総括

実施した措置の内容	
-----------	--

(4) 今後、実施する改善措置

実施する改善措置の内容	
-------------	--

(規則第3条第1号から第3号に規定する事業者)

(別紙2)実施年度のエネルギー使用状況

エネルギーの種類	エネルギー使用量			販売したエネルギーの量			F=B-E (※1)	二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> ) G(※5)	単位発熱量		基準年からの増減量	
	数値 A	単位	熱量(GJ) B=A×C	数値 D	単位	熱量(GJ) E=D×C			数値 C	単位	エネルギー 使用量 数値	販売した エネルギー の量 数値
原油(コンデンセートを除く。)		kl	0.0		kl	0.0	0.0	0	38.2	GJ/kl	0.0	0.0
原油のうちコンデンセート(NGL)		kl	0.0		kl	0.0	0.0	0	35.3	GJ/kl	0.0	0.0
揮発油(ガソリン)		kl	0.0		kl	0.0	0.0	0	34.6	GJ/kl	0.0	0.0
ナフサ		kl	0.0		kl	0.0	0.0	0	33.6	GJ/kl	0.0	0.0
灯油		kl	0.0		kl	0.0	0.0	0	36.7	GJ/kl	0.0	0.0
軽油		kl	0.0		kl	0.0	0.0	0	37.7	GJ/kl	0.0	0.0
A重油		kl	0.0		kl	0.0	0.0	0	39.1	GJ/kl	0.0	0.0
B・C重油		kl	0.0		kl	0.0	0.0	0	41.9	GJ/kl	0.0	0.0
石油アスファルト		t	0.0		t	0.0	0.0	0	40.9	GJ/t	0.0	0.0
石油コークス		t	0.0		t	0.0	0.0	0	29.9	GJ/t	0.0	0.0
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t	0.0		t	0.0	0.0	0	50.8	GJ/t	0.0	0.0
	石油系炭化水素ガス	千m <sup>3</sup>	0.0		千m <sup>3</sup>	0.0	0.0	0	44.9	GJ/千m <sup>3</sup>	0.0	0.0
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t	0.0		t	0.0	0.0	0	54.6	GJ/t	0.0	0.0
	その他可燃性天然ガス	千m <sup>3</sup>	0.0		千m <sup>3</sup>	0.0	0.0	0	43.5	GJ/千m <sup>3</sup>	0.0	0.0
石炭	原料炭	t	0.0		t	0.0	0.0	0	29.0	GJ/t	0.0	0.0
	一般炭	t	0.0		t	0.0	0.0	0	25.7	GJ/t	0.0	0.0
	無煙炭	t	0.0		t	0.0	0.0	0	26.9	GJ/t	0.0	0.0
石炭コークス		t	0.0		t	0.0	0.0	0	29.4	GJ/t	0.0	0.0
コールタール		t	0.0		t	0.0	0.0	0	37.3	GJ/t	0.0	0.0
コークス炉ガス		千m <sup>3</sup>	0.0		千m <sup>3</sup>	0.0	0.0	0	21.1	GJ/千m <sup>3</sup>	0.0	0.0
高炉ガス		千m <sup>3</sup>	0.00		千m <sup>3</sup>	0.0	0.00	0	3.41	GJ/千m <sup>3</sup>	0.0	0.0
転炉ガス		千m <sup>3</sup>	0.00		千m <sup>3</sup>	0.0	0.00	0	8.41	GJ/千m <sup>3</sup>	0.0	0.0
その他の燃料	都市ガス(※2)	千m <sup>3</sup>	0.0		千m <sup>3</sup>	0.0	0.0	0	①	GJ/千m <sup>3</sup>	0.0	0.0
	( )		0.0			0.0	0.0	0	①	GJ/	0.0	0.0
	小計		0.0			0.0	0.0	0			0.0	0.0
産業用蒸気		GJ	0.0		GJ	0.0	0.0	0	1.02	GJ/GJ	0.0	0.0
産業用以外の蒸気		GJ	0.0		GJ	0.0	0.0	0	1.36	GJ/GJ	0.0	0.0
温水		GJ	0.0		GJ	0.0	0.0	0	1.36	GJ/GJ	0.0	0.0
冷水		GJ	0.0		GJ	0.0	0.0	0	1.36	GJ/GJ	0.0	0.0
	小計		0.0			0.0	0.0	0			0.0	0.0
電気事業者(※3)	昼間買電	千kwh	0.0		千kwh			0	9.97	GJ/千kwh	0.0	
	夜間買電	千kwh	0.0		千kwh			0	9.28	GJ/千kwh	0.0	
その他	上記以外の買電	千kwh	0.0		千kwh			0	9.76	GJ/千kwh	0.0	
	自家発電	千kwh			千kwh			0			0.0	
	小計		0.0					0			0.0	
合計			0.0			0.0	0.0	0			0.0	0.0

原油換算(kl) 0.0

電気の排出係数(買電に係るもの)(※3)(t-CO <sub>2</sub> /千kWh)②	電気事業者(※3)		電気の排出係数(自家発電に係るもの)(※4)(t-CO <sub>2</sub> /千kWh)③	
	その他			

※1 熱についてはA-Dとする。

※2 都市ガスの①欄の数値は、ガス供給事業者ごとの実際の数値を用いること。

※3 電気のうち買電に関するものは、各電力事業者の排出係数(各電力会社から公表される基礎排出係数又は代替値に千を乗じたもの)を欄外②に記入する。

※4 電気の排出係数は、各電力会社から公表される基礎排出係数又は代替値に千を乗じたものとする。

※5 Fの値に、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第6条に定める係数を乗じて求められる値を記入する。なお、電気のうち買電に関するものはAの値に欄外②の値を乗じた値を、自家発電に関するものはDの値に欄外③の値を乗じた値を記入する。



(規則第3条第4号に規定する事業者)

(別紙3) 基準年度の温室効果ガス排出状況【第4号事業者用】

温室効果ガスの種類		別名	地球温暖化係数 A	使用量(t) B	温室効果ガス 排出量(t-CO2) C=A×B
1	二酸化炭素(CO2) (非エネルギー起源)		1		0.0
2	メタン(CH4)		25		0.0
3	一酸化二窒素(N2O)		298		0.0
4	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	(小計)		0.0	0.0
	トリフルオロメタン	HFC-23	14,800		0.0
	ジフルオロメタン	HFC-32	675		0.0
	フルオロメタン	HFC-41	92		0.0
	1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	3,500		0.0
	1・1・2・2-テトラフルオロエタン	HFC-134	1,100		0.0
	1・1・1・2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	1,430		0.0
	1・1・2-トリフルオロエタン	HFC-143	353		0.0
	1・1・1-トリフルオロエタン	HFC-143a	4,470		0.0
	1・2-ジフルオロエタン	HFC-152	53		0.0
	1・1-ジフルオロエタン	HFC-152a	124		0.0
	フルオロエタン	HFC-161	12		0.0
	1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-227ea	3,220		0.0
	1・1・1・2・2・3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-236cb	1,340		0.0
	1・1・1・2・2・3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-236ea	1,370		0.0
	1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	9,810		0.0
	1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	693		0.0
	1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245fa	1,030		0.0
	1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン	HFC-365mfc	794		0.0
	1・1・1・2・3・4・4・5・5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10mee	1,640		0.0
5	パーフルオロカーボン(PFC)	(小計)		0.0	0.0
	パーフルオロメタン	PFC-14	7,390		0.0
	パーフルオロエタン	PFC-116	12,200		0.0
	パーフルオロプロパン	PFC-218	8,830		0.0
	パーフルオロブタン	PFC-31-10	8,860		0.0
	パーフルオロシクロブタン	PFC-c318	10,300		0.0
	パーフルオロペンタン	PFC-41-12	9,160		0.0
	パーフルオロヘキサン	PFC-51-14	9,300		0.0
	パーフルオロデカリン	PFC-9-1-18	7,500		0.0
	パーフルオロシクロプロパン		17,340		0.0
6	六ふっ化硫黄(SF6)		22,800		0.0
合計				0.0	0.0